

『会費規程の改正(会費の改定)』に関するお知らせ

公益社団法人芝法人会 は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を、皆様からの会費に支えられ実施しております。

「会費」につきましては、消費税が「不課税」とされており、会費額は 27 年前の 1997 (平成 9) 年度以降「据え置き」となっております。

2014(平成 26)年と 2019(令和元)年の「消費税の税率」引き上げ、日本経済の潮流など取り巻く環境の変化による「諸経費の増加」につきましては、経費の節減と事業収入の増加などによって対応してまいりました。

2020(令和 2)年度には「業務執行理事会」ならびに「総務委員会」にて『会費規程の改正』につきまして検討を開始いたしましたが、「新型コロナウイルス感染症の蔓延」により 2021(令和 3)年度から 2022(令和 4)年度までの 2 年間協議を中断せざるを得ずにおりましたところ、近年の社会情勢の変化によって「物価の上昇」が加速し、諸経費が増加し「事業費」への影響が強まっております。

今後も経費節減に努めつつ会員数の維持と収益向上の施策を継続してまいりますが、公益社団法人に関する法令等を遵守し、「税知識の普及」・「納税意識の高揚」・「税制及び税務に関する調査研究並びに提言」など芝税務署をはじめとする税務行政への協力を継続し、会員の皆様をはじめとする地域社会の皆様方のための事業の「更なる充実」を図るために、2025(令和 7)年度から『会費規程の改正』をお願いせざるを得ないとの結論に達しました。

「改正〈案〉」の作成にあたりましては、社会情勢の変化にともなう消費者物価指数の上昇など取り巻く環境の変化につきまして勘案し、慎重に検討を重ね、将来の更なる発展を目指し総合的な判断をおこないました。

引き続き堅実な会運営に努めてまいります。

諸般の事情をご賢察の上、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024(令和 6)年 4 月 25 日
公益社団法人 芝法人会